

出雲市農業委員会（第3期）第19回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和7年(2025)2月25日(火) 午後1時25分から午後2時50分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員（23名）

大梶 泰男	岡田 征記	河原 昭紀	持田 守夫	若槻 博美
江角 昭夫	佐藤 文男	松本 尚幸	岸 勝	今岡 充
松井 幸男	八幡 みさこ	伊藤 猛	常松 守男	天野 明浩
森山 亮二	勝部 守	立石 行雄	湯浅 道行	伊藤 美樹
佐野 芳夫	嘉本 良市	水 壯		

4 欠席委員（1名）

石飛 忠宏

5 提出議題

(1) 報告事項

報第57号 会長専決処分の報告

報第58号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第59号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 議案審議

議第112号 出雲市地域計画策定に伴う意見聴取について

議第113号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第114号 農地法第3条の規定による許可の決定について

議第115号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について

議第116号 農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について

議第117号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第118号 農地法第5条から3条への事業計画変更申請決定について

議第119号 非農地証明について

会長あいさつ

6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。
署名委員に 15 番常松守男委員、16 番天野明浩委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。報告事項報第 57 号会長専決処分の報告、報第 58 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、報第 59 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを一括して報告します。

報第 57 号会長専決処分について、報告いたします。

第 18 回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第 4 条 1 件については、島根県農業会議第 106 回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の 2 月 10 日付けで許可決定しております。

議長 続いて、報第 58 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

三木係長 それでは、報第 58 号について、説明します。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第 18 条第 1 項第 2 号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の 6 ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。報告事項の 1 ページから 6 ページをご覧ください。今月は受付番号 149 番から 192 番の 44 件の通知がありました。内訳としては、借人の都合が 2 件、中間管理機構への移行が 3 件、耕作者変更のためが 2 件、耕作者及び期間変更のためが 36 件、賃料及び期間変更のためが 1 件となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後 6 ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告といたします。

議長 続いて、報第 59 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

三木係長 それでは、報第 59 号について、ご説明いたします。農地法第 3 条の 3 において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましても、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。報告事項の 7 ページから 15 ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号 257 番から 270 番までの

14件でした。権利の取得事由は、14件全てが「相続」によるものでした。受付番号258番について、備考欄に持分の記載がありますが、これは、被相続人から記載の持分で農地を相続されたものです。受付番号260番について、備考欄に、内墓地、受付番号263番について、備考欄に、内墓地、内原野とありますが、登記簿上にこのような表記で残っているため記載をしています。実際の農地として使用される面積は、登記面積から備考欄に記載している面積を引いたものになりますが、議案としては登記簿上の面積となります。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、2月6日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議 長 質問は無いものと認めます。

議 長 それでは、議事進行の都合上、議第112号を後ほど審議することとし、先に 議第113号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。農業振興課打田課長補佐から内容について、説明をお願いします。

打田課長補佐 『議第113号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について』ご説明いたします。 農業経営基盤強化促進法の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会でのご判断をお願いいたします。それでは、2月28日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定についてです。2ページ上の利用権設定合計とあります表の賃借権の行をご覧ください。設定の合計は81筆、136,202㎡、うち新規の設定が27筆、58,626㎡、再設定が54筆、77,576㎡です。この内訳につきましては、同じ2ページの別表①の表の総計の欄の一番下の合計の欄をご覧ください。相対分の合計が14筆、20,952㎡、中間管理事業分の合計が、67筆、115,250㎡となっており、すべて中間管理事業一括方式分、となっております。

続きまして、使用貸借権の設定です。2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「使用貸借権」の行をご覧ください。設定の合計は、132筆、

161,077.39㎡、うち新規の設定が47筆、69,845.00㎡、再設定が85筆、91,232.39㎡です。この内訳につきましては、3ページの【別表②】の「総計」の欄の一番下の「合計」の欄をご覧ください。相対分の合計が、68筆、75,099.39㎡、中間管理事業分の合計が、64筆、85,978㎡ となっており、すべて中間管理事業一括方式分、となっております。今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「総計」の欄の「合計」の行をご覧ください。213筆、297,279.39㎡です。その他、詳細な設定内容につきましては、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。また、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。36ページの表と、37ページの「総括表」を合わせてご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定により、島根県が指定する農地中間管理機構である「公益財団法人しまね農業振興公社」は、農地を所有者から買い入れ、中間保有した後、担い手である農家へ売り渡します。この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。しまね農業振興公社からの買い入れが4件、14筆で、30,879㎡です。以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者及び利用権の設定等を受けた者が、経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。説明は、以上でございます。

議長 それでは、議題となっています議第113号のうち、農業委員が関与する6件が先議案件となります。その内8番松本尚幸委員の関与案件が6ページの144番、37ページの18番になります。それでは、8番松本尚幸委員の関与案件2件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、8番松本尚幸委員が除斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第113号のうち8番松本尚幸委員の関与案件2件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、8番松本尚幸委員の関与案件2件を承認します。ここで松本委員の除斥を解除いたします。

議長 次に、16番 天野明浩委員の関与案件が14ページの600番から15ページの603番になります。それでは、16番天野明浩委員の関与案件4件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、16番 天野明浩委員が除斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第113号のうち16番天野明浩委員の関与案件4件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、16番天野明浩委員の関与案件4件を承認します。ここで松本委員の除斥を解除いたします。

議長 続きまして、議第113号のうち、先ほどの先議案件6件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第113号のうち、先議案件6件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第113号のうち、先議案件6件を除くすべての案件について承認します。

議長 次に、議第114号農地法第3条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

三木係長 それでは、議第114号について、ご説明いたします。議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が13件、使用貸借権の設定が2件、合計15件の申請がありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページから3-1ページをご覧ください。

まず、受付番号134番について、譲渡人は、家族間の贈与のため、譲渡人の子である受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号135番について、譲渡人は、相手方の要望により、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１３６番について、譲渡人は、労力不足のため、近隣に居住する予定の受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１３７番について、譲渡人は、労力不足のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１３８番から１３９番について、いずれも譲渡人は、労力不足のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。受人はこれらの農地を一体として耕作されます。

つづいて受付番号１４０番について、譲渡人は、労力不足のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１４１番から１４２番について、いずれも譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１４３番について、譲渡人は、規模縮小のため、近隣に居住する予定の受人に譲渡するものです。受人は外国籍の方ですが、在留資格は、入管法で農業への従事が認められている「永住者」であることを確認しています。

つづいて受付番号１４４番について、譲渡人は、労力不足のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１４５番について、譲渡人は、労力不足のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。なお、受人は、申請地周辺地域で営農を行っている農事組合法人の構成員で、取得後は所属する法人に利用権設定を行い、自身で申請地を耕作される計画です。

つづいて受付番号１４６番について、譲渡人は、労力不足のため、近隣に居住する予定の受人に譲渡するものです。

つづいて、使用貸借権設定の案件２件についてご説明いたします。受付番号１４７番から１４８番について、これらは、いずれも農業者年金受給のため、親から子へ、使用貸借権の設定をするものです。権利の設定期間は１０年です。

以上、受付番号１３４番から１４８番については、４ページから６ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第３条２項各号　不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議長　　先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はござ

いませんか。

議 長 他に質問、意見はありませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第１１４号について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第１１４号すべての案件について承認します。

議 長 次に、議第１１５号農地法第４条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

大森副主任 それでは、議第１１５号 農地法第４条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。議案の１ページをご覧ください。今月は１０件の申請がありました。議案書は７ページ、参考資料は１ページから２０ページをご覧ください。議案書欄外左に丸印をつけている６件について、３月に開催予定の第１０８回常設審議委員会に諮問する予定です。なお、説明案件はありません。

今月は追認の案件が６件あります。受付番号４５番は、平成１１年から、庭、自家用駐車場として利用していたものです。受付番号４６番は時期は不明ですが、個人住宅への進入路として利用していたものです。受付番号４７番は平成３年頃から納屋兼車庫として利用していたものです。受付番号４８番は、昭和６０年頃から、自家用駐車場、蔵、庭として利用していたものです。受付番号５０番は、令和６年から自家用駐車場として利用していたものです。受付番号５２番は、昭和５７年から車庫、物置として利用していたものです。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。以上、受付番号４３番から５２番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第１１５号農地法第４条

の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第１１５号の全案件を許可相当とし、許可の決定及び承認いたします。

議長 次に、議第１１６号農地法第５条の規定による許可の決定及び承認について、及び関連がございますので、議第１１７号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤副主任 議第１１６号についてご説明いたします。議案書の９ページから１８ページ、説明資料の１ページから３０ページ、参考資料の２１ページから１３０ページをご覧ください。今月は所有権の移転が４９件、賃借権の設定が３件、使用貸借権の設定が１３件の合計６５件の申請がありました。今月は、３月に開催予定の第１０８回常設審議委員会に諮問する予定の案件が２７件あります。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

まず、議案書９ページの受付番号２２４番です。説明資料の１ページから３ページをご覧ください。転用場所は天神町の田１筆です。案内図は２ページです転用目的は長屋住宅です。面積は転用面積、所要面積ともに１１０７㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第２種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第４６条の「市街地近接」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内でアパート賃貸業を営んでいる個人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、賃貸用の長屋住宅２棟を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が２億２０００万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書９ページの受付番号２２６番です。説明資料の４ページから６ページをご覧ください。転用場所は松寄下町の田３筆、畑２筆です。案内図は５ページです。転用目的は建売分譲です。面積は転用面積が３，２２７㎡、所要面積は３，６５９㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第１種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第３３条第４号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で不動産業を営んでいる法人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、建売分譲地１１区画を整備し、個人住宅を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が２億６０００万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書 10 ページの受付番号 231 番です。説明資料の 7 ページから 9 ページをご覧ください。転用場所は矢尾町の田 2 筆です。案内図は 8 ページです。転用目的は、工場敷地です。面積は、転用面積、所要面積ともに 1533 m²です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第 2 種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第 45 条第 2 号の「公共 500」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、隣接地に事務所及び工場を所有している法人です。この度、事業の拡大の為、既存施設に接している申請地を整備し、工場を新設する計画です。資金計画については、所要資金額が 1 億 5300 万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書 11 ページの受付番号 236 番です。説明資料の 10 ページから 12 ページをご覧ください。転用場所は高岡町の田 2 筆です。案内図は 11 ページです。転用目的は、戸建てアパートです。面積は、転用面積、所要面積ともに 1551 m²です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第 1 種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第 33 条第 4 号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を営んでいる法人です。この度、住宅需要の高い申請地を整備し、賃貸用の戸建てアパート 8 棟を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が 1 億 4100 万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書 11 ページの受付番号 241 番です。説明資料の 12 ページから 15 ページをご覧ください。転用場所は芦渡町の田 3 筆です。案内図は 14 ページです。転用目的は、医院及び排水路敷地です。面積は、転用面積、所要面積ともに 2,491.60 m²です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第 2 種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第 45 条第 2 号の「公共 500」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内の病院に勤務している医師です。この度、利便性の高い申請地を整備し、医院を建築し開業する計画です。なお、受付番号 242 番はこの医院に隣接する薬局になります。また、転用許可が出る前に地盤調査を行うため、同時に受付番号 274 番で一時転用の許可申請を行っています。資金計画については、所要資金額が 2 億 9500 万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書 13 ページの受付番号 252 番です。説明資料の 16 ページから 18 ページをご覧ください。転用場所は上岡田町の田 10 筆、畑 2 筆です。案内図は 17 ページです。転用目的は、建設発生土処理施設です。面積は、転用面積は 12,222 m²、所要面積が 106,591 m²です。権利の

種類は、所有権の移転です。農地区分は第1種農地及び第2種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第36条の「1種3分の1未満」及び、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で建設発生土の埋め立て処理事業を行っている法人です。この度、他への影響が少なく山林の占める割合が多い申請地周辺を整備し、建設発生土の受入れ施設として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が1億5000万円でこれに対する資金調達は5000万円を自己資金、1億円を借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書14ページの受付番号256番です。説明資料の19ページから21ページをご覧ください。転用場所は、大社町中荒木の畑4筆です。案内図は20ページです。転用目的は、資材置場です。面積は、転用面積、所要面積ともに1,485㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で土木工事業を営んでいて、近隣に営業所を構えている法人です。この度、営業所に隣接している申請地を整備し、不足している資材置場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が450万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書16ページの受付番号270番です。説明資料の22ページから24ページをご覧ください。転用場所は高岡町の田3筆、畑2筆です。案内図は23ページです。転用目的は、駐車場です。面積は、転用面積、所要面積ともに3,028㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で遊戯場の経営を行っている法人です。この度、既設の遊技場に隣接する申請地を整備し、不足している駐車場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が7350万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書17ページの受付番号271番です。説明資料の25ページから27ページをご覧ください。転用場所は、園町の田1筆です。案内図は26ページです。転用目的は、工事用現場事務所及び駐車場です。面積は、転用面積、所要面積ともに511㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、ポンプの設計・工事業を営む法人です。この度受注した、布崎排水機場ポンプ設備工事に近い申請地を貸借し、現場事務所及び駐車場

として利用する計画です。なお、一度一時転用の許可を受けて現在利用している状態ですが、事業が一時転用の期間内に終わらない状況になったため、一時転用の期間延長を行うものです。資金計画については、所要資金額が賃借料と原状復旧費用のみの為14万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書17ページの受付番号278番です。説明資料の28ページから30ページをご覧ください。転用場所は美談町の田3筆です。案内図は29ページです。転用目的は、資材置場です。面積は、転用面積、所要面積ともに2,455㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。農地区分は農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。業者は、市内で土木工事業を営んでいる個人です。この度、国道沿いで利便性の高い申請地を整備し、不足している資材置場として利用する計画です。なお、この申請地は県の河川拡張工事の資材置場として利用されていた土地であり、本来は利用期間満了後農地への原状復旧が必要ですが、このまま利用したいという要望があったため、県の利用期間満了から恒久転用の許可が出るまでを一時転用で利用するものです。なお、2月に除外の申請を行う予定です。(すでに提出はしているが26日付けでの提出の為此の説明で) 期日までに転用の許可が出ない場合は農地として原状復旧を行うことを確認しています。資金計画については、現状のまま使用するため費用はかかりません。

追認案件については、申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

つづいて、議第117号について、ご説明いたします。議案書は19ページ、説明資料は16ページから18ページ、参考資料は31ページから32ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が2件の合計2件の申請がありました。今月は3月に開催予定の第108回常設審議委員会に諮問する予定の案件が2件あります。今月は説明案件がありますが、受付番号32番については先程5条の説明案件として説明を行いましたので省略いたします。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。なお、全て5条案件です。以上、議第116号の65件及び議第117号の2件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長 先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はごさい

ませんか。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 意見、質問は無いものと認めます。そういたしますと、議第１１６号農地法第５条の規定による許可の決定及び承認について、及び議第１１７号農地転用事業計画変更の決定について、を承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第１１６号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第１１７号を決定いたします。

議 長 次に、議第１１８号農地法第５条から３条への事業計画変更申請について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

三木係長 それでは、議第１１８号農地法第５条から３条への事業計画変更申請について、ご説明いたします。議案の２０ページをご覧ください。権利の移転・設定を伴わない計画変更が１件提出されております。

受付番号１番について説明します。当初計画者は、進入路とする計画で、平成１３年に５条の転用許可を受けられました。しかし、家庭の事情により進入路を設けることなく現在に至ります。この度、当該地を当初計画者がそのまま農地として耕作するため申請されたものです。当初計画者は、申請地で果樹を栽培される計画です。以上、受付番号１番については、２０ページ下の調査書に記載しておりますとおり、農地法第３条２項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第１１８号農地法第５条から３条への事業計画変更申請について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第１１８号を許可の決定いたします。

議 長 それでは、議第１１９号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

高木行政専門員 それでは議第１１９号非農地証明の申請について説明します。議案書の

21ページ及び説明資料31ページから34ページをご覧ください。今月は2件の申請がありました。

受付番号45番について説明いたします。申請地については議案書21ページに載せております。また説明資料31ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料32ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は2月6日に水農業委員、太田推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号46番について説明いたします。申請地については議案書21ページに載せております。また説明資料33ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料34ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は2月14日に大槻農業委員、松井推進委員、川上推進委員、小村推進委員、事務局職員で行っています。

2件の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議 長 先ほど事務局から説明がありましたが、大社地域の案件については、説明があったとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、水委員さん、補足はございますか。

水委員 議席番号24番の水です。事務局の説明のとおりで、追加で説明することはありません。

議 長 この案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第119号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。よって、議第119号非農地証明について、を承認いたします。

議長 それでは、議第 1 1 2 号出雲市地域計画策定に伴う意見聴取について、を
議題といたします。農業支援センター安食センター長から内容について、説明
をお願いします。

安食センター長 お手元に青いファイルをお配りしていますが、出雲市地域計画（案）に
ついて、説明させていただきます。農業経営基盤強化促進法が改正され今年
度中にすべての市町村で地域計画を作らなくてはいけなくなりました。この
度地域計画（案）がまとまりまして、この法律の第 1 9 条第 6 項の規定によ
りますと関係機関の意見聴取することとされています。本日農業委員会の方
にご意見をいただきたいということで説明させていただきます。

一番上に地域計画、目標地図についてとあります。こちらについては、こ
れまで何度も説明をさせてもらっていますけども、地域計画とは、将来の農
地利用の姿を明確化した地域農業の設計図ということで、目標地図につい
ては、1 0 年後誰がどの農地を耕作するのか、耕作できない農地はどこかとい
うものを一筆一筆示した地図ということで作成しています。2 番目に地域計
画のスケジュールについて載せています。昨年度からの流れを載せています。
昨年度から協議の場を設置しまして、話し合いを進めて参りました。地域計
画の案ができまして、下から 3 つ目の項目ですが、関係機関への意見聴取を
行わせていただいている段階になります。今後公告縦覧を経まして、今年度末
には策定公表という流れになっています。3 番目、地域計画の区域について
は、下の表のとおり、協議の場で話をしやすいように、J A 出雲地区本部管
内におきましては、各地域に担い手育成支援協議会がありますので、この組
織を活用させていただいて、その単位で話し合いをさせていただきました。
斐川地域におきましては、昨年度話をさせていただいて、全体で 1 地域とい
うことがいいということでしたので、市内全域で 2 8 地域とさせていただきました。
次のページを開いていただいて、地域計画（案）につきましては、
後ほど様式を見ながら説明させていただきます。5 番目、目標地図作成の基
本的な考え方についてです。目標地図につきましては、具体的には後ほど説
明しますが、農地所有者の方にアンケートを実施してまして、それを考慮
しながら地域内の担い手への集積、集約を図るところを基本として考
えています。区域の色づけの仕方についてですが、基本的には農振農用地区
域を考えています。ただ、用地区域等においても担い手の経営地であったり、
多面の対象農地については、地域計画の対象農地としています。この後図面
を見ながら説明させていただきますが、6 色に色分けし地図に示しています。
6 番目に現状と課題という項目がありますが、これまでの状況を書かせてい

ただいています。協議の場でいろいろな話をさせてもらいました。その中で出てきた意見としては、地域農業は維持していきたいが、高齢化や労働力不足という事があり、将来の農業経営に不安を感じておられる方が数多くおられるという事などが出ています。具体的には、圃場の状況が悪いと受け手がいないといった事であったり、畦畔等除草作業が大変だという事や定年延長があつて、人材の確保が難しいという話がでています。今後、こういった課題を解決する取り組みが必要になってくるというところです。7番目に成果として記載していますが、成果といっても2年間話をしてきた中での成果ということですが、目標地図を作るにあたって、現状を可視化できたというところで、地域の現状がよく把握でき、集積集約につながったというご意見をいただいています。それと協議の場で我々が出て行っているいろいろな話ができ、生の声が聞けたというところが、解決への糸口になると思います。あと、ある地域では、担い手が耕作しやすいよう基盤整備に取り組むような流れができたというところがあり、こういったところが成果として挙がるのではないかとこのところでは。8番目に今後について記載しています。地域計画は一度策定して終わりというものではなく、これがスタートという事で今後いろんな話し合いをしながら、いかにして農地を次世代に引き継いでいくのか、地域計画をいかに実現していくかというところで話し合いを進め、最低でも年1回は協議の場を開いて地域計画なり目標地図を随時更新していくというところで進めていきたいと思っています。

次のページからは、各地域の地域計画と目標地図を付けています。一番最初に上津地域がありますので、上津地域分で説明させていただきます。参考様式題5-2号というのが国が示す様式でして、この様式に各地域の状況を記載していきました。最初のところには、地域内の農地の状況を示すような流れになっています。その下の地域の現状と課題や将来のあり方などを書くようになっています。続いて、その下のところに効率的な利用をしなければならぬというところを書かしていただいています。各地域ごとに担い手へ、農地バンクを使いながら集積集約を図っていくという流れを記載しています。続いて、次のページについては、3のところ、この目標を達成するためにどのような措置が必要かということで各項目を記載しています。(1)、(2)のところについては、農地の集積、集約であつたり、中間管理機構の活用方法などを書かせてもらっています。3番目に基盤整備事業への取り組みというところで、小規模な修繕等であれば、多面や中山間を使っていき、規模が大きくなると基盤整備も検討するという書き方をしています。4番目のところについては、多様な経営体の育成ということで、労働力不足という状況の中でいかに後継者を育成していくかというところで、地域内外から農業者

の掘り起こしを行うという書き方をさせてもらっています。その下の任意の事項というところは、地域ごとに①から⑩まで項目がありますが、各地域において該当しそうな項目について書かせてもらっています。例えば、上津地域においては、有害鳥獣であったり、今後の可能性も含めて書かせてもらっています。4番目地域内の農業を担う者一覧については、国の様式の中には、全員の名前を書いて、上津地域においては、304経営体という形になりますが、個別に記載することが難しいため、個々のデータは保管していますが、今後公表等していく中では、区分ごとにまとめた表現にさせていただきます。次は、目標地図を開いていただければと思います。次のページにカラー刷りでつけています。上津地域におきましては、ご覧のような形になっています。地域の境目として、黄色の点線を引いています。その中で青色が担い手農業者が耕作する農地で、黄色については、担い手以外の農業者が耕作しているところ、白色については、今後検討する農地、灰色はアンケート等を行った中で、意向がわからなかった農地、赤が再生利用困難な農地となっています。こちらは、農地パトロールの中で、再生利用困難な農地とされたところや協議の場の中で、再生利用が難しく耕作できないとされた農地です。このような形で目標地図を作成しています。説明は以上です。

議長 ただいま説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

佐藤委員 議席番号7番の佐藤です。計画そのものは地域の中で十分に協議されたものと思いますので、異存はございませんが、私が以前から申しあげるように農業委員の活動の関連について、おたずねします。毎年、農地の利用状況調査を行い、意向調査を行うという流れがありますが、出しては、自分の力では何ともならない。一方耕作者は、これ以上作れない。つまり、誰も耕作しないという農地がそれぞれの地区の中であると思います。そういった農地の扱いを利用意向調査等の中での扱い考えなければと思っています。その辺りのところを検討していただいて、来年以降の農地パトロール、意向調査に活かしていただければと思います。

山田次長 各地区とも赤色をつけた農地があります。この農地は令和6年度の農地パトロールで再生利用が困難とされた農地と協議の場で担い手が再生利用が困難な農地として色を付けられた農地があります。協議の場で色を付けられた農地については、農業委員会で確認した農地ではないので、来年度のパトロールの際、確認いただいて上で、農地パトロール上の再生困難農地としたいと思っています。先ほど佐藤委員からお話のありました担い手がない農地につ

いては、地主の意向を踏まえて対応しなければと思っています。こういったケースにつきましては、農地部会なり、運営委員会の中でご相談させていただきたいと思います。

佐藤委員 よろしくをお願いします。

議 長 他に、ご質問、ご意見はございませんか。

江角委員 議席番号 6 番の江角です。斐川地域では農業公社が農業公社が中心的にまとめられますが、斐川以外のところで、農地バンクの構成や仕組みなのかお尋ねしたいと思います。

打田課長補佐 斐川地域においては、斐川農業公社が農地バンクの役割をやっておられます。中間管理事業なども公社でとりまとめられたものを県の農業公社へ出すという手続きを踏んでおられますが、斐川以外の地域におきましては、斐川のような農業公社の仕組みがございませんので、農地バンクイコール県の農業公社というふうになっています。出し手と受け手で話が整ったものを農業振興課でとりまとめて、県の農業公社へ提出しています。斐川とは状況が違います。

阿川事務局長 補足ですが、斐川以外の地域は、J A 出雲地区本部に農業公社が中間管理事業の一部を委託しており、あっせんや賃借に向かった話し合いをすることになっています。ですので、農協が斐川の公社の代わりをしているような状況です。

江角委員 今説明では、斐川以外の地域では、市の段階では、J A の方でまとめをされているということですか。

阿川事務局長 そうです。斐川地域で農業公社やっておられる事を J A 出雲地区本部に担っていただいているということです。

江角委員 機能していればいいですが、わかりました。

議 長 他に、ご質問、ご意見はございませんか。

今岡委員 議席番号 1 1 番の今岡です。各地域ごとに話し合いをされたというご説明

がありましたが、佐田地域では何回行われたのでしょうか。

安食センター長 佐田地域では、地域が広いため、2地区に分けて1回ずつ行っていますので、のべ2回行ったところです。

今岡委員 私が2回出席しましたので、それ以外には行われていないということです。私が出席していないところでの、話し合いは行われていないですね。

安食センター長 やっていません。

今岡委員 佐田地域の航空写真では、他の地域と比べて際立って赤が多い。それから青が少ない。黄色が結構ありますが、10年後を考えると、佐田地域の場合は、赤の所はなかなか難しいと思いますが、黄色が青に変わってくればいいですが、何とか自分で耕作してくださる方が、耕作されなくなると、赤に変わっていくという想定ができる訳ですが、黄色を維持又は青に持っていければいいですが、そういった中で話し合いがとても大切になってくると思いますが、RMO事業も行われる訳ですが、そのあたりと何とかうまく具合にやっていかなければと思っています。その中で排水が悪かったり、畦畔が悪かったり、後継者の確保が難しいとか、まさに佐田地域はそのとおりだと思います。今後話し合いを進めていく必要があると感じています。

議 長 他に、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第112号について、いろいろな意見を伺ったところですが、この計画は毎年見直しすることになるのでございますので、みなさまからいただいたご意見を来年度以降の協議の場で活かしていただくことをお願いし、当委員会の意見としては、「異議なし」と回答することに賛同する方の挙手をお願いします。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第112号について意義なしと回答することを決定します。

議 長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後2時50分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

阿川事務局長、山田次長、三木係長、後藤副主任、大森副主任、高木行政専門員

農業振興課

農地利用調整係 打田課長補佐

農業支援センター

安食センター長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

署名委員

署名委員
